平成２３年（フ）第４０３８号
大阪市都島区友渕町１丁目３番10―115号
債務者　稲田　和彦
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４６１９号
大阪府高槻市別所新町６番９号
債務者　金光まゆみ
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７８７号
大阪府枚方市松丘町３番１号
債務者　赤木　寛章
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７９２号
大阪市西成区岸里１丁目４番４号　ヴァンヴェール02―505号
債務者　新井明子こと　朴　　明子
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８０６号
大阪府吹田市千里丘下15番41号
債務者　神本　美和
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８３７号
大阪府東大阪市新家中町１―８ガーデンシティ長田101、住民票上の住所香川県高松市多肥上町1923番地２
債務者　黒木ひとみ
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８５６号
大阪市生野区中川東２丁目18番３号　中川ロイヤルハイツ401
債務者　出来　　進
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４９２５号
大阪市平野区平野宮町１丁目４番29号　プリムローズタナカ202号
債務者　**藪**　　明美
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４９４７号
大阪府寝屋川市萱島南町８番20―302号
債務者　北村　公男
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４９５６号
大阪市住之江区浜口西２丁目８番７号　ハイツピア浜口303
債務者　松井ゆかり
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４９８３号
大阪府八尾市緑ケ丘４丁目14番地の１　イズミハイツ102号
債務者　橋間　美紀（旧姓中谷）
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４９８９号
大阪市住吉区長居２丁目６番11号　オムズガーデン103号
債務者　高島　節子
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４９９９号
大阪市東住吉区矢田２丁目20番９号　パンションクリア207号
債務者　中森　克征
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５００１号
大阪市東淀川区豊里２丁目10番12号　ヴィラ藤405号
債務者　伊藤　正秀
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５００２号
大阪市東淀川区豊里２丁目10番12号　ヴィラ藤405号
債務者　伊藤　泰美
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５００５号
大阪府茨木市山手台３丁目19番２号
債務者　岡村小乙女（旧姓野）
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６号
岩手県久慈市天神堂第34地割35番地２　萩ヶ丘地区住宅６号棟22号
債務者　細川　千春
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月20日午前11時40分
盛岡地方裁判所二戸支部